

豊明市教育委員会 会議録
「定例会 平成26年5月」

平成26年5月22日（木）午前9時30分豊明市教育委員会5月定例会は、豊明市役所東館3階教育委員会室に招集された。

1 応召委員は、次のとおりである。

委員 長	：	山下 徳 治	委員長職務代理者	：	堀 井 典 子
委員	：	青山 佳 代	委 員	：	兼 子 幸 夫
教 育 長	：	市 野 光 信			

2 不応召委員は、次のとおりである。

な し

3 出席委員は、次のとおりである。

委員 長	：	山下 徳 治	委員長職務代理者	：	堀 井 典 子
委員	：	青山 佳 代	委 員	：	兼 子 幸 夫
教 育 長	：	市 野 光 信			

4 会議事件説明のため出席を求めたものは、次のとおりである。

教 育 部 長	：	加 藤 賢 司	指 導 室 長	：	小 出 貴 之
学 校 教 育 課 長	：	下 廣 信 秀	図 書 館 長	：	浅 田 利 一
生 涯 学 習 課 長	：	樋 口 進			

5 欠席委員は次のとおりである

な し

6 本会の事務に従事したものは、次のとおりである。

学校教育課長補佐 濱島 英生

本会事件は、次のとおりである。

議案

- (1) 教育委員会補正予算（案）について
- (2) 愛知県教科用図書採択地区の適正規模化について

報告

- (1) 平成26年度現職教育事業について
- (2) 平成26年度中学生海外派遣事業について
- (3) 各種委員の委嘱について

その他

- (1) 学校訪問等の公開事業について
(愛知地区現職教育委員会・愛日地方事務教育事務協議会主催)
- (2) 後援事業報告について
- (3) 次回教育委員会の日程について

学校教育課長 本日の定例教育委員会に傍聴の申し出があり、「豊明市教育委員会傍聴規則第2条」により、傍聴人の氏名・住所の届出がありましたのでご報告いたします。

委員長 委員の皆さんにお諮りいたします。報告がありましたとおり、傍聴人の入室を許可してよろしいですか。

委員 (承諾)

委員長 それでは、傍聴人の入室を許可いたします。

・・・傍聴人入室・・・

委員長 傍聴人に申し上げます。豊明市教育委員会傍聴規則の各条項を十分遵守して傍聴してください。

開会宣言 午前9時35分、月定例教育委員会の開催を宣言。

会議録承認 4月定例会(4月22日分)の会議録について、承認する旨確認。

委員長 委員長報告をさせていただきます。5月8日に市P連総会に委員さん方と出席しました。今年度の会長は双峰小学校が担当されます。双峰小学校の職員の方や地域の方々にもいろいろお世話になると思いますが、一年間よろしくお願ひします。5月14日には、愛知地区教育委員会連絡協議会の総会に委員さん方と共に参加しました。今年度の会長職は東郷町となっています。早速5月26日に日帰り研修会が開催されますので委員の皆さんの参加をお願いします。日程等については後ほど事務局より説明を行っていただきますが、他市町の現状を勉強してきたいと思ひます。私からは以上です。次に教育長報告をお願いします。

教育長 桜、藤、つつじの花に続いて間もなくするとアジサイの時期がやってきます。5月26日に栄中学校、6月2日に沓掛中学校そして6月10日に豊明中学校が野外活動に出かけます。今年度は、皆さんご存知の通り、小・中学校とも美浜の少年自然の家で野外活動を行います。そしてこの時期には修学旅行もあり豊明中学校と沓掛中学校が5月27日から、栄中学校が6月4日に出発します。野外活動、修学旅行とも生徒にとって多くの人や物との出会い、新たな発見があると良いと思ひます。5月7日、ナガバノイシモチソウでお世話になっている愛知教育大学の渡辺教授とお会いする機会がありました。渡辺教授は、お話の中で、地元の豊明市の子どもたちにもっとナガバノイシモチソウのことを知ってもらいたい、見てもらいたいとのことでした。そこで子ども達のために学校に出向いての出前授業、現地での説明観察会などが可能だという大変ありがたいお申し出がありました。当委員会としましては、ナガバノイシモチソウの花が咲くタイミングを考慮したうえで学校に渡辺教授のお申し出を含めPR、案内する予定です。また、私自身も子どもたちの前で話す機会があるときには、今後も積極的にPRを継続していく心積もりです。その後5月15日、渡辺教授と文化財保護委員の浅井先生とナガバノイシモチソウ自生地に観察に行き、小さな双葉をつけたナガバノイシモチソウをいくつも見ることができました。渡辺教授によれば、白色の花をつけるナガバノイシモチソウは、水にどっぷり浸かっている成長して花を咲かせるが、豊明の赤色の花をつけるものは、水溜りの中では成長しないという違いがあり、いまのところ概ね順調に生育しているということでした。つぎに、一昨日衆議院で可決され参議院に送られた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正内容の主な点について報告します。

- 1、教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者(以下「新教育長」と言ひます。)を置くこととし、首長が議会の同意を得て任命・罷免する。新教育長の任期は3年、他の委員は4年とする。なお、継続性・安定性の確保等の観点から、法律の施行の際、現に在職している教育委員、

教育長については、その任期が満了するまでの間、従前の例による。2、教育委員会は執行機関とする。3、地方公共団体に総合教育会議を設置する。会議は首長が主宰する。首長、教育委員会により構成される。会議には、有識者等の参加を求めることができる。総合教育会議において首長が教育委員会と協議・調整し、大綱を策定する。会議においては、予算の調整、執行や条例提案などの首長の権限に係る事項等を協議の対象とする。協議・調整の対象とは例えば、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重要な教育施策の方向性、児童・生徒等の生命又は身体の保護など緊急事態への対処。4、教科書の採択、学校の教育課程の編成、個別の教職員人事など、特に政治的中立性、継続性・安定性を担保する必要がある事項については、教育委員会の専権事項とする。今回の法改正は、大津でのいじめの事件がその理由の一つだと報じられていますが、我々豊明市教育委員会は、他になぜ、どんな理由でこういった法改正になったのかを見つめる必要があると思います。衆議院や委員会での審議の様子を見れば立法趣旨などの情報も得られますので衆議院のホームページを通して視聴してみてください。私からの報告は以上です。

委員長 委員長報告、教育長報告についてのご意見等がありましたらお願いします。

委員 渡辺先生によるナガバノイシモチソウに関する講座、あるいは新教育委員会制度に関する講座の要請があった場合の予算は確保されていますか。

教育長 渡辺先生から具体的な提案があったというわけではありませんが、今後講座等を開催する方向になれば必要経費を確保することとなります。

学校教育課長 当初予算では確保していないため、補正予算を組むなり予備費の充用という措置が必要となります。

委員長 教育委員会の制度改正によって現在の委員はどうなりますか。

教育長 それぞれの任期まで勤めていただきます。次の委員から新制度が適用されます。

委員長 現在の教育長も同様ということですね。

教育長 そのとおりです。

委員長 他よろしいですか。(よし)では、委員長報告及び教育長報告を承認とします。

議事の経過

委員長 議案(1)「教育委員会補正予算(案)について」説明をお願いします。

学校教育課長、生涯学習課長 (資料第1号に沿って説明を行う。)

委員 学力充実プランは、具体的にはどんな事業を実施されますか。

指導室長 これまでの全国学力学習状況調査の結果から、学年が上がるごとに学校生活に対する満足度が下がっている。授業に対する理解度が低下している。身につけた学力を活用することに弱みがあるということが分かってきました。これらから、三つの課題があると考えています。一つ目は、授業そのものが理解できない、楽しめないという授業内容に関する問題。二つ目は、授業に集中できない、家庭で学習する時間が少ないという学習に対する姿勢に関する問題。三つ目は、

学級そのものが楽しくない、居心地が悪いという所属集団の問題。この三つが解決できたときに学力が向上するのではという仮説に基づいて、授業研究の分野、学習の質や補足的な学習の場の設定など学習環境づくり、友達同士あるいは教師との関係性という人的な環境づくりの三本柱として、市全体で事業を進める予定でいます。組織としては、豊明市現職教育委員会の委員長副委員長をはじめ各学校の教務主任、校務主任のうち一人は入っていただくと共に、事務局として指導室も参加します。会での話題を全校に伝え、それを受けて各学校の現職教育の中で実践していきます。講師については、授業作りの観点から今までにお世話になった方などを予定していますが、具体的な選定はこれから行います。

委員 研究だけにならないで、実際の授業等に反映していただきたいと思います。

委員長 せっかく県から予算をいただいたわけですから、より充実した事業にしていきたいと思います。ほかに何かありますか。(なし)では、承認とします。次に議案(2)「愛知県教科用図書採択地区の適正規模化について」説明をお願いします。

指導室長 (資料第2号に沿って説明を行う。)

委員長 何かご質問はありますか。

委員 尾張東部教科用図書採択協議会の範囲を教えてください。

指導室長 愛日地方教育事務協議会に加わる市町です。

委員 過去あるいは現在教科書採択について、協議会の選定図書とは異なる図書を要望した市町が無ければ現行の範囲で良いと思います。

指導室長 過去においても、そのような事例はないと承知しています。

委員長 豊明市としては、現行の採択地区による採択を望むこととして承認します。次に報告(1)「平成26年度現職教育事業について」説明をお願いします。

指導室長 (資料第3号に沿って説明を行う。)

委員長 何かご質問はありますか。

委員 研修だけでなく、若い先生が安心して職務を遂行できるよう、日常業務の中で先輩がよく指導を行い、全体の教育力がさらに向上するよう努力していただくようお願いします。

委員 情報教育研究をより一層進めていただきたい。子どもたちはスマホをすぐ使いこなすようになるが、犯罪などに巻き込まれる危険性に対する怖さを知らないため、大人が正しい利用法を教え事件に巻き込まれないようにすることが大切だと思います。また、教員も使い方が分からないことで指導できない等の問題を乗り越えていただきたい。

委員長 子どもの使用時間などを教育委員会が一律に保護者にお願いをしたほうがよいという意見も聞いています。LINEなどの利用により学習に支障をきたしている現状を考えると使用時間などを制限することは出来ないですか。

指導室長 豊明市内でもLINE利用によるトラブルが起きています。豊明中学校が文書で利用時

間の制限の依頼を、家庭学習の充実という意味もあわせて保護者をお願いをしています。情報モラル教育として全校で特定の学年ではありますが、一年に一度は指導をしています。現時点においては、一律に使用時間の制限を求めるということは考えていません。

委員長 現実には各家庭で教えることだと思いますが、学校においても情報モラルの指導を行ってください。ほかに何かありますか。(なし)では、承認とします。次に報告(2)「平成26年度中学生海外派遣事業について」説明をお願いします。

指導室長 (資料第4号に沿って説明を行う。)

委員長 沓掛中学校の応募者が少ないが、募集時の対応に問題があったということは無いですね。

指導室長 各校とも同様な方法で募集をしているので、応募者数の差異には特に関係は無いと考えています。ただ、中央小学校では独自に何年か毎に海外派遣を行っている影響があるのかと思います。

委員 派遣生徒を決定するときには面接を行っていますか。

指導室長 面接は行っていません。

委員長 ほかに何かありますか。(なし)では、承認とします。次に報告(3)「各種委員の委嘱について」説明をお願いします。

生涯学習課長、学校教育課長 (資料第5号に沿って説明を行う。)

委員長 放課後子ども教室運営委員会へ、一般の方が実施したい講座を申し出ること出来ますか。

生涯学習課長 各放課後子ども教室のコーディネーターに申し出ていただき、それぞれのニーズにより実施しています。

委員長 いじめ問題対策連絡協議会には、定例会は無いのですか。

学校教育課長 この協議会は、問題発生時に個々のケースに迅速に対応するための組織であることから定例会の開催は想定していません。

委員長 ほかに何かありますか。(なし)では、承認とします。次にその他(1)「学校訪問等の公開授業について」説明をお願いします。

指導室長 (その他資料①に沿って説明を行う。)

委員長 よろしかったですか。(よし)では、次にその他(2)「後援事業報告について」説明をお願いします。

生涯学習課長 (その他資料②に沿って説明を行う。)

委員長 よろしかったですか。では、次回教育委員会の日程についてお願いします。

学校教育課長 (6月24日(火)午後2時30分から6月定例教育委員会、7月24日(木)午後

2時30分から7月定例教育委員会を開催する旨提出。協議を行っていただく。）

委員長 では、6月定例教育委員会の日程については6月24日（火）午後2時30分から、7月定例教育委員会の日程については7月24日（木）午後2時30分からとします。その他に何かございますか。

学校教育課長 6月議会において、中央小学校増築工事の承認をいただく予定をしている旨の報告、及び愛知地区教育委員会連絡協議会日帰り研修会の日程を説明する。

委員長 閉会宣言 午前11時35分、定例教育委員会の閉会を宣言。